

東京都北区 橋梁等長寿命化修繕計画（公表版）



<p>【歩道橋】 稲田小学校前歩道橋</p>	<p>【公園橋】 赤羽緑道パークブリッジ</p>
	
<p>【河川橋】 RSS 橋</p>	<p>【大型カルバート】 赤羽台トンネル</p>
	

令和8年 3月 改定
東京都北区

改定の履歴

年月	対象 施設数	改定理由等
平成21年11月 策定	26	計画の策定
平成28年3月 改定	37	計画の改定
令和5年3月 追記	42	部分的追記
令和8年3月 改定	41	計画の改定

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1.1 背景	1
1.2 目的	2
1.3 計画対象期間	2
1.4 計画対象施設	2
第 2 章 個別施設の老朽化状況	4
2.1 点検の概要	4
2.2 個別施設の老朽化状況	5
第 3 章 老朽化対策における基本方針	7
3.1 健全度の把握及び日常管理の基本方針	7
3.2 修繕計画の基本方針	7
第 4 章 新技術等の活用方針及び費用縮減方針	8
4.1 新技術等活用の基本方針	8
4.2 費用の縮減に関する具体的な方針	8
4.3 短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果	8
第 5 章 優先度評価の設定	9
5.1 優先度設定	9
第 6 章 長寿命化修繕計画の効果	10
6.1 ライフサイクルコスト（LCC）の縮減額	10
第 7 章 個別施設計画の策定	11
7.1 年度予算の平準化	11
7.2 個別施設計画の策定	11
第 8 章 計画策定担当部署および意見聴取した学識経験者	11

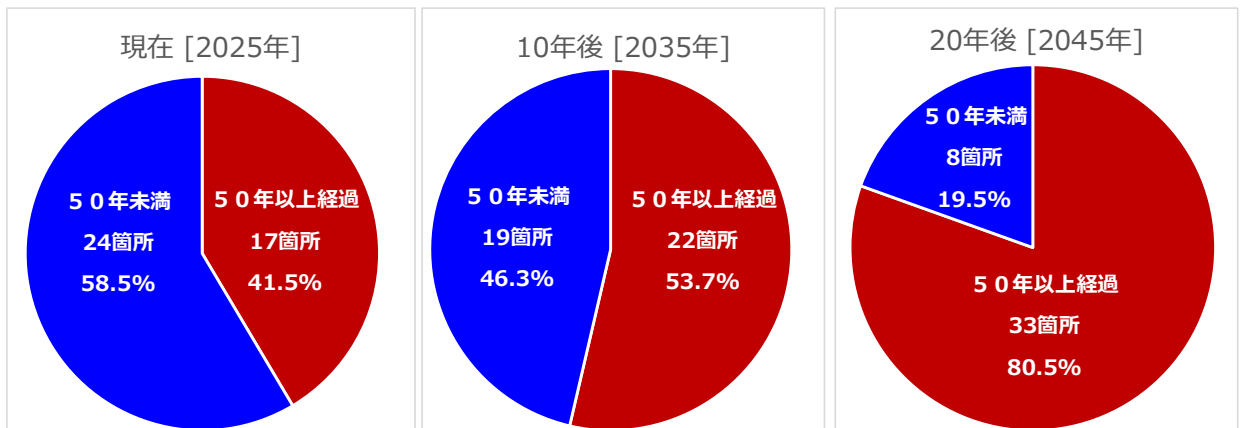
第1章 計画の基本的事項

1.1 背景

現在、北区では、橋梁 40 橋（道路橋、横断歩道橋等）及び大型カルバート 1 箇所を管理しています。（以下、「計画対象施設」という。）計画対象施設は、新設が少なく、架設後 20 年～50 年の施設が全体の約 8 割となっており、施設年齢の平均が 46 才と更年期を迎えつつあるといえます。また、跨線橋など点検・補修が困難な施設や、桁下が常に湿気にさらされる河川にかかる橋が多く見られます。架設後 50 年以上を経過した高齢化施設の全管理施設数に占める割合は、現在の約 42%（17 橋）から 20 年後には約 81%（33 橋）まで急激に増加します（図 1-1 参照）。

このような背景から、施設の予防的な修繕や架替えを計画的に行うことにより、費用の削減やある一時期への費用の集中を防ぐため、北区では平成 21 年度に東京都北区橋梁等長寿命化修繕計画を策定し、平成 27 年度に計画の改定、令和 4 年度に計画の一部追記を行いました。

今般、前計画の改定（平成 27 年度）から 10 年が経過し、2 巡目の定期点検の結果および道路メンテナンス事業補助制度の改訂等の社会情勢の変化を踏まえて前計画を改定します。



※ 高齢化施設とは、建設後 50 年以上経過した施設を言います。

図 1-1 高齢化施設数の割合

1.2 目的

今後、北区が管理する橋梁等の急速な高齢化に対応するため、予防的な修繕および長寿命化修繕計画に基づく架替えを行うことで、計画対象施設の長寿命化並びに計画対象施設の修繕・架替えに係わる費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とします。

1.3 計画対象期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）の10年間とし、10年間の定期点検結果を踏まえ、見直しを行うことを基本とします。

なお、本計画は社会経済情勢の変化や定期点検の結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

1.4 計画対象施設

当該計画における対象施設は、橋梁・歩道橋・河川橋・公園橋・大型カルバートを含む41箇所を計画対象施設とします。

表 1-1 計画対象施設

施設区分	計画対象施設数	
	前計画 (平成27年度)	当該計画 (令和7年度)
道路橋	26	30
歩道橋	5	4
河川橋	2	1
公園橋	4	5
大型カルバート	0	1
計	37	41

表 1-2 計画対象施設一覧

番号 計画	橋梁	道路橋名	架設 年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	橋梁 形式	路下 条件	施設 区分	備考
1	1	十条跨線橋	1927	45.3	9.6	複合橋	鉄道	道路橋	集約検討
2	2	東十条北口跨線 人道橋	1931	90.9	5.0	鋼橋	鉄道	道路橋	
3	3	童橋	1933	19.5	2.0	鋼橋	道路	道路橋	
4	4	田端ふれあい橋	1935	135.0	13.0	鋼橋	鉄道	道路橋	
5	5	中里橋	1954	18.0	5.0	鋼橋	鉄道	道路橋	
6	6	新河岸橋	2009	91.0	12.0	鋼橋	河川	道路橋	他区と管理協定
7	7	新堀橋	1964	23.1	3.6	PC橋	河川	道路橋	集約検討
8	8	滝野川橋	1961	20.0	15.0	鋼橋	河川	道路橋	
9	9	新田橋	1961	114.0	9.0	鋼橋	河川	道路橋	他区と管理協定
10	10	豊石橋	1964	27.4	6.0	PC橋	河川	道路橋	集約検討
11	11	新柳橋	1964	21.4	5.0	PC橋	河川	道路橋	集約検討
12	12	富士見橋	1967	15.0	11.5	鋼橋	鉄道	道路橋	
13	13	稲荷前跨線 人道橋	1967	43.2	2.3	鋼橋	鉄道	道路橋	
14	14	御坊坂跨線 人道橋	1968	83.5	2.3	鋼橋	鉄道	道路橋	
15	15	観音橋	1974	20.3	8.5	鋼橋	河川	道路橋	
16	16	鎗溝橋	2007	20.7	5.2	PC橋	河川	道路橋	
17	17	紅葉橋	1978	21.6	15.0	鋼橋	河川	道路橋	
18	18	岩淵橋	1981	65.4	5.0	鋼橋	河川	道路橋	
19	19	車坂跨線橋	1983	63.7	9.6	鋼橋	鉄道	道路橋	
20	20	車坂跨線 人道橋	1984	69.0	3.0	鋼橋	鉄道	道路橋	
21	21	地藏坂跨線 人道橋	1985	62.9	3.0	鋼橋	鉄道	道路橋	集約検討
22	22	中の橋	1987	60.0	5.0	鋼橋	河川	道路橋	
23	23	森の下橋	1988	7.4	5.2	RC橋	河川	道路橋	
24	24	十条台橋	1988	26.0	19.0	PC橋	鉄道	道路橋	
25	25	新河岸大橋	1988	100.4	11.5	鋼橋	河川	道路橋	他区と管理協定
26	26	東台橋	1992	22.0	12.0	鋼橋	道路	道路橋	
27	27	王子桜橋	2009	24.2	6.5	PC橋	河川	道路橋	
28	28	上中里 さわやか橋	1998	33.9	2.5	鋼橋	鉄道	道路橋	
29	29	新豊橋	2007	105.0	16.5	鋼橋	河川	道路橋	他区と管理協定
30	30	ほりふね橋	2018	21.3	4.0	鋼橋	河川	道路橋	
31	歩1	稲田小学校前 歩道橋	1971	17.0	1.5	鋼橋	道路	歩道橋	
32	歩2	上中里歩道橋	1972	18.6	1.5	鋼橋	道路	歩道橋	
33	歩3	赤羽台団地 歩道橋	1991	12.1	3.0	RC橋	道路	歩道橋	
34	歩4	新堀橋歩道橋	1972	27.1	1.5	鋼橋	河川	歩道橋	集約検討
35	河1	RSS橋	2009	11.1	8.6	PC橋	河川	河川橋	
36	公1	緑のつり橋	1995	15.6	2.1	木橋	公園	公園橋	
37	公2	赤羽緑道 パークブリッジ	1994	18.0	3.8	PC橋	道路	公園橋	
38	公3	舟串橋	1987	12.0	3.5	鋼橋	公園	公園橋	
39	公4	谷津橋	1986	30.0	3.1	鋼橋	公園	公園橋	
40	公5	新河岸東公園 歩道橋	2014	14.1	1.7	鋼橋	公有地	公園橋	
41	カ1	赤羽台トンネル	1992	198.0	7.0	大型カル パート	-	大型カ ルパート	

第2章 個別施設の老朽化状況

2.1 点検の概要

2.1.1 点検の実施状況

東京都北区では、最新の「道路橋定期点検要領（国土交通省 道路局）」および「橋梁定期点検要領（国土交通省 道路局 国道・技術課）」（以下、「国の点検要領」という。）に基づき、橋梁点検車、高所作業車、梯子等を用いて、近接目視点検を行うとともに部材単位及び施設毎の健全性の診断を行う定期点検を行っています。



図 2-1 点検実施方法（実績）

2.1.2 点検結果の判定区分（健全性の診断）

健全性の判定は、国の点検要領に基づく、判定区分により部材単位及び施設ごとに健全性の判定を行います。

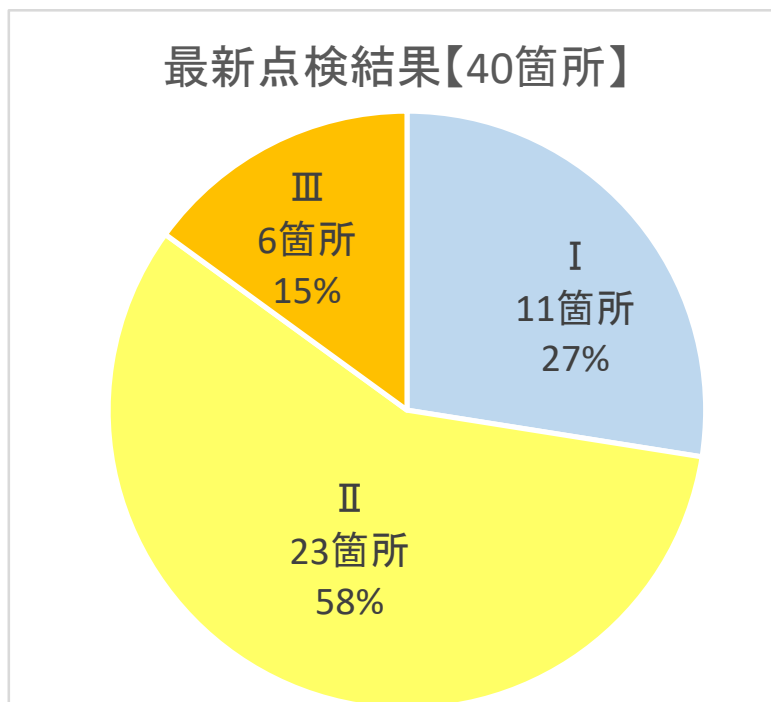
表 2-1 健全性の判定区分

区分	定義
I 健全	施設の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	施設の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	施設の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	施設の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

2.2 個別施設の老朽化状況

2.2.1 施設全体の健全度（最新）

計画対象施設のうち点検結果がある 40 箇所の最新の健全度判定結果は、【Ⅲ：6 箇所（15%）、Ⅱ：23 箇所（58%）、Ⅰ：11 箇所（27%）】となり、Ⅱが過半数を占めます。（新河岸東公園歩道橋は、R8 年に初回点検のため除外）



健全性の診断の区分			橋梁数
区分	定義		
Ⅰ	健全	施設の機能に支障が生じていない状態	11 箇所
Ⅱ	予防保全段階	施設の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	23 箇所
Ⅲ	早期措置段階	施設の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	6 箇所
Ⅳ	緊急措置段階	施設の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	0 箇所

図 2-2 管理施設の健全度判定結果

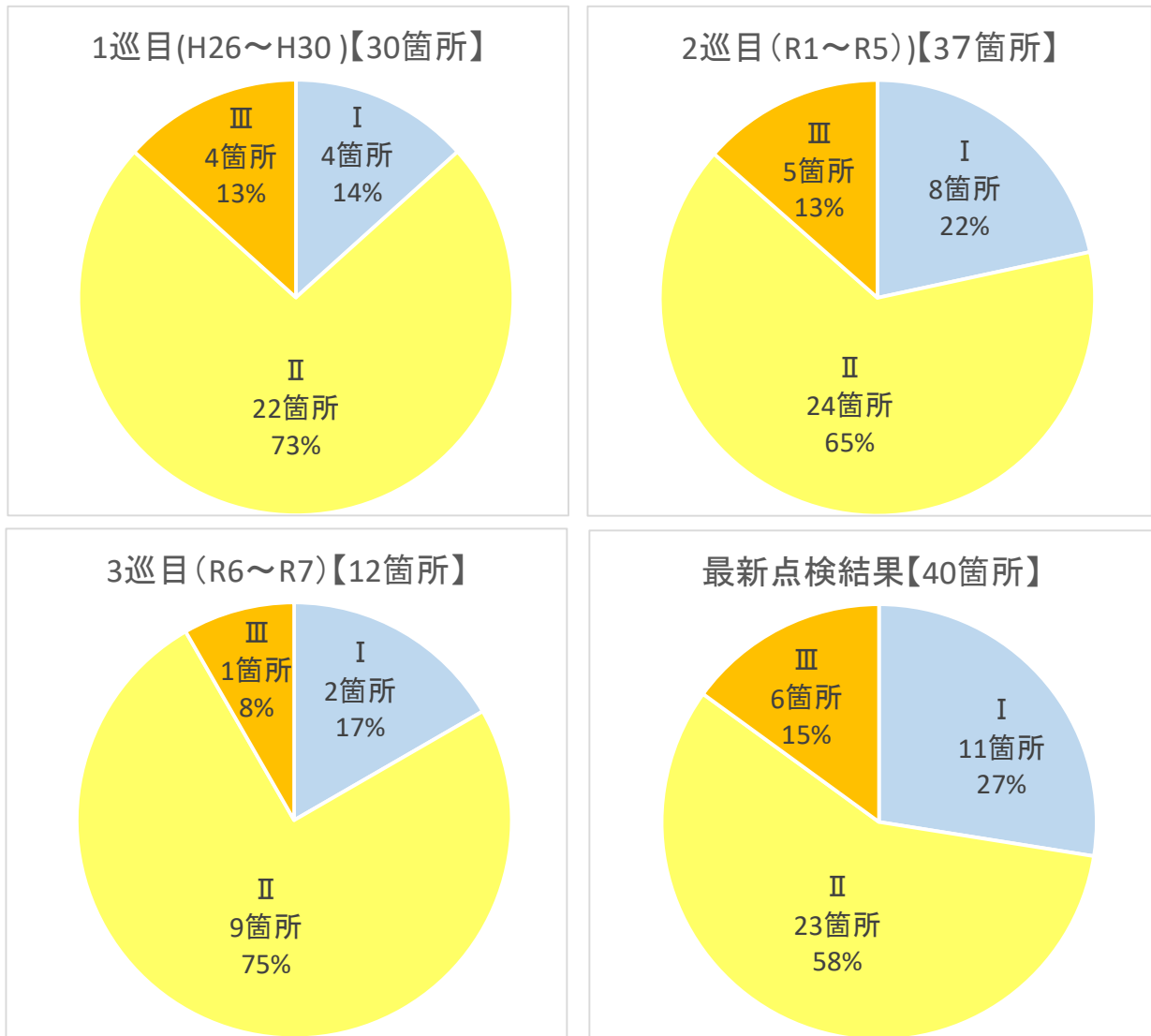
2.2.2 健全度の推移

道路法施工規則改正により、5年に一度の定期点検実施が義務化されてからの点検を1巡目としています。

■定義（点検期間）

- 1巡目 点検期間：平成26年～平成30年
- 2巡目 点検期間：令和1年～令和5年
- 3巡目 点検期間：令和6年～令和10年

最新の点検結果は、1巡目の点検結果と比較して、Ⅲ判定の割合は15%と同程度ですが、計画的な補修に伴い、Ⅱ判定が15%減少しています。



判定	施設数			
	1巡目 (H26～H30)	2巡目 (R1～R5)	3巡目 (R6～R7)	最新 点検結果
Ⅰ	4箇所	8箇所	2箇所	11箇所
Ⅱ	22箇所	24箇所	9箇所	23箇所
Ⅲ	4箇所	5箇所	1箇所	6箇所
計	30箇所	37箇所	12所	40箇所

図 2-3 巡目毎の健全度判定結果

第3章 老朽化対策における基本方針

3.1 健全度の把握及び日常管理の基本方針

3.1.1 健全度の把握

健全度の把握については、国の点検要領等に基づいて5年に1回、近接目視点検を基本とした定期点検により、施設の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握し、基礎資料となるデータを蓄積します。

3.1.2 日常的な維持管理に関する基本方針

施設を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として「道路パトロール」を実施するとともに、清掃や土砂詰まりの除去等、比較的対応が容易なものについては日常の維持作業により措置します。

3.1.3 地震時の対応

震度5以上の地震が発生した場合、北区の「道路・橋梁被害状況調査要領(震災編)」に基づいて、施設の被害状況を調査します。

3.2 修繕計画の基本方針

3.2.1 修繕の実施目標

毎年の点検結果においてⅢと判定された施設については、劣化進行の程度を踏まえ、優先順位を設定したうえで、概ね5年以内に補修または集約・撤去等の対策を講じます。

3.2.2 修繕の実施方針

年度の修繕事業費を考慮し、優先度評価の設定に基づき、対策を計画します。点検により修繕が必要な損傷が見つかった場合は、本計画に加えて修繕を行います。

3.2.3 他区管理橋梁について

他区との管理橋梁については、管理協定に基づき、維持管理および補修計画を行います。

対象橋梁のうち、新豊橋は、足立区と北区に跨ることから、管理協定に基づき、足立区が健全度調査を含めた表面管理を実施しています。健全度調査及びその結果に基づく補修は、足立区橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施し、補修方法及び費用負担については管理協定に基づき決定します。

第4章 新技術等の活用方針及び費用縮減方針

4.1 新技術等活用の基本方針

定期点検の効率化や高度化、修繕等の措置の省力化・縮減を図るため、「点検支援技術性能カタログ（案）」や「新技術情報システム（NETIS）」に掲載されている新技術等の活用の検討を行います。

修繕工事において、全ての施設で設計段階から、新素材や新工法の適用について比較検討を行い、施設の長寿命化を図ります。

4.2 費用の縮減に関する具体的な方針

健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針とともに、長寿命化修繕計画の実施により、修繕・架替に係る事業費の大規模化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

4.3 短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果

4.3.1 新技術活用における短期的な数値目標及びコスト縮減

3巡目の定期点検からすべての計画対象施設で新技術の活用を検討します。

定期点検の際、2施設程度に対して近接目視の代替となる新技術を活用することで、令和10年度（3巡目点検期間）までに、5年間で約100万円の費用縮減を目指します。

4.3.2 集約化・撤去における短期的な数値目標及びコスト縮減

集約化・撤去における短期的な数値目標として、歩車道分離型の施設については、将来的な維持管理費の縮減を見据え、東京都の河川整備に合わせて2橋の集約化・撤去等を検討し、令和8年度末（予定）までに約900万円のコスト縮減【短期的な数値目標】を図ります。

また、これに加え、東京都の河川整備に伴う3橋の集約化・撤去とJRを跨ぐ2橋の集約化・撤去についても検討を進め、令和17年度末（計画期間）までに点検費において約1800万円のコスト縮減【計画期間の数値目標】を図ります。

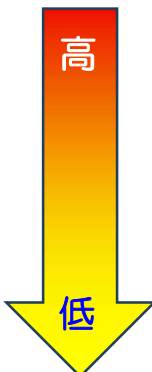



第5章 優先度評価の設定

5.1 優先度設定

5.1.1 対策優先順位の設定

施設全体の健全度の中で、優先度評価を行い、優先順位の高い順に対策を実施します。優先度評価は、前計画を参考に、「健全度」と「補修優先度」から定める優先度により計画的に実施します。

表 5-1 補修順序の考え方

優先順	健全度	重要度及び部材健全度から定める補修優先度		
	Ⅳ 緊急に 修繕が必要	優先度 が高い 100点		優先度 が低い 0点
	Ⅲ 早期の 修繕が必要	優先度 が高い 100点		優先度 が低い 0点
	Ⅱ 予防的な 修繕が必要	優先度 が高い 100点		優先度が 低い 0点

5.1.2 補修優先度の設定

補修優先度は、部材優先順位と重要度を組み合わせて設定します。これらの要素を踏まえた総合的な評価により補修優先度を設定することで、計画的かつ効果的な維持管理を図ることができます。

◆ 補修優先度

① 部材優先順位が高い施設を優先する（主順位）

優先① 主桁 ⇒ 優先② 床板 ⇒ 優先③ 横桁

優先④ 支承 ⇒ 優先⑤ 下部工

② 同順位の場合は、重要度が高い施設を優先する（副順位）

被害波及性（交差物件・添架物件）

第6章 長寿命化修繕計画の効果

6.1 ライフサイクルコスト（LCC）の縮減額

対象となる41箇所について、今後50年間の事業費を比較した結果、従来の事後保全型では総額219億円を要するのに対し、長寿命化修繕計画に基づく予防保全型では36億円に抑えられる見込みです。このため、長寿命化修繕計画の実施により、183億円のコスト縮減効果が期待できます。

表 6-1 中長期におけるLCC縮減効果（50年間）

単位：億円

	ケース1 予防保全型 (Ⅱ)	ケース2 早期措置対応型 (Ⅲ)	ケース3 事後保全型 (Ⅳ)
点検費	12	12	0
設計費	2	3	7
工事費	21	45	212
計	36	60	219
LCC縮減効果(億円)	183	159	
削減率	84%	73%	

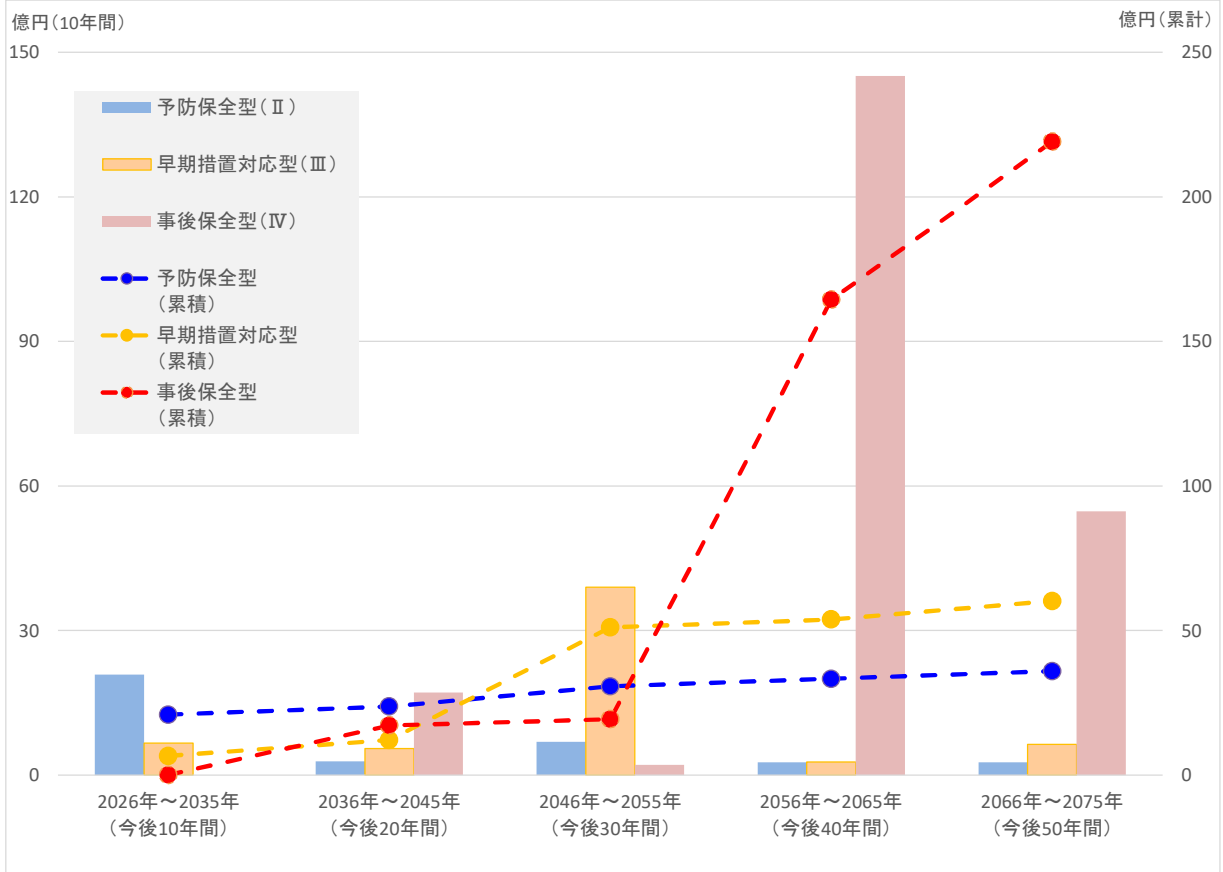


図 6-1 中長期におけるLCC縮減効果（50年間）

第7章 個別施設計画の策定

7.1 年度予算の平準化

(1) 年度予算の設定

健全度Ⅱ以上の施設に対する予防保全対策費（設計費・工事費）は約23億となります。本計画では、北区の実情を踏まえ、目標とする維持管理水準（健全度Ⅲになるまでに補修を実施）を満足しつつ、予算の平準化を図ります。なお、集約・撤去にかかる費用は別途計上するものとします。

7.2 個別施設計画の策定

前期計画の決定事項を基本とし、年度予算や最新の点検結果を踏まえ、対策優先順位を踏まえた個別施設計画（個別構造物ごとの事項一覧）を策定します。

次頁の個別施設計画は、毎年の点検結果及び各施設の調整・協議の進捗に応じて変更するものとします。

第8章 計画策定担当部署および意見聴取した学識経験者

(1) 計画策定担当部署

北区 土木部 土木政策課 tel 03-3908-9252

(2) 意見を聴取した学識経験者等の専門知識を有する者

東京都立大学 大学院 都市環境科学研究科 教授	中村 一史
-------------------------	-------

東京都北区橋梁等長寿命化修繕計画

令和8年（2026年）3月 発行

刊行物登録番号

東京都北区土木部 土木政策課事業計画係

〒114-0002 東京都北区本町 1-15-22

Tel : 03-3908-9252